

桑名市告示第151号

桑名市地域包括支援センター運営要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年4月1日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市地域包括支援センター運営要綱の一部を改正する告示

桑名市地域包括支援センター運営要綱（平成18年桑名市告示第92号）の一部を次のように改正する。
第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の47第1項の規定により市から包括的支援事業（法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業をいう。以下同じ。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の64各号に規定する事業の委託を受けた者が、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）を設置するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

第9条の見出し中「実施要領」を「その他」に改め、同条中「必要な事項は、桑名市地域包括支援センターの運営規程において定めるものとする」を「この告示の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める」に改め、同条を第11条とし、第8条を第10条とする。

第7条中「どおり」を「に基づき」に、「及び」を「又は」に改め、同条を第9条とし、同条の前に次の1条を加える。

（身分証明書）

第8条 市長は、センター職員に対し、その身分を証明するための身分証明書（様式第2号）を交付する。

2 センター職員は、勤務に服するときは、前項の身分証明書を携行し、その提示を求められたときはこれを提示しなければならない。

3 センター職員は、その職を解かれたとき又は第1項の身分証明書の有効期限を経過したときは、速やかに当該身分証明書を市長に返還しなければならない。

第6条を第7条とする。

第5条の見出し中「公正・中立性」を「公正かつ中立な業務の運営」に改め、同条中「本事業」を「前条に規定する事業」に、「公正・中立性」を「公正かつ中立な業務の運営」に改め、同条を第6条とする。

第4条第1項中「その他厚生労働省令で定める」を「及び施行規則第140条の64各号に規定する」に改め、同条第2項中「事業（新予防給付に関するケアマネジメント業務）」を「（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業」に改め、同条第3項中「前2項に規定する事業のほか、」を「施行規則第140条の67の2に規定する包括的支援事業の実施の方針として」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（職員）

第4条 センターには、次に掲げる職員（以下「センター職員」という。）をそれぞれ2人ずつ配置するものとし、少なくとも1人は常勤であって専らその職務に従事するものとする。

(1) 施行規則第140条の66第1号イ（1）に規定する保健師その他これに準ずる者

(2) 施行規則第140条の66第1号イ（2）に規定する社会福祉士その他これに準ずる者

(3) 施行規則第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員その他これに準ずる者

2 前項に掲げるもののほか、介護支援専門員その他市長が必要と認める職員をセンターに配置することができる。

第3条を削る。

第2条中「（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第1項に規定する包括的支援事業をいう。以下同じ。）その他厚生労働省令で定める」を「及び施行規則第140条の64各号に規定する」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第115条の46の規定による届出は、地域包括支援センター設置の届出書（様式第1号）により行うものとする。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（基本方針）

第2条 センターは、高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、心身の健康の維持、保健・福祉の向上、医療との連携並びに生活の安定のために必要な援助及び支援を包括的に行うものとする。
附則の次に次の2様式を加える。

様式第1号(第3条関係)

受付番号	
------	--

地域包括支援センター設置の届出書

年 月 日

(宛先) 桑名市長

所在地
届出者
名 称 ㊟

下記のとおり、介護保険法に規定する地域包括支援センターについて関係書類を添えて届け出ます。

事業所所在地市町村番号	
-------------	--

届出者	フリガナ					
	名 称					
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 —)				
		(ビルの名称等)				
	連絡先	電話番号		FAX番号		
	法人の種別		法人所轄庁			
	代表者の職・氏名・生年月日	職 名	フリガナ			生年月日
			氏 名			
	代表者の住所	(郵便番号 —)				
		(ビルの名称等)				
地域包括支援センターの所在地	(郵便番号 —)					
	(ビルの名称等)					
地域包括支援センター設置の予定年月日			担当する区域			

- 備考 1 「受付番号」「事業所所在地市町村番号」欄には記載しないでください。
- 2 「法人の種別」欄は、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」等の別を記入してください。
- 3 「法人所轄庁」欄、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。

付表 地域包括支援センターの届出に係る記載事項

受付番号	
------	--

地域包括支援センター	フリガナ								
	名称								
	所在地	(郵便番号 —)							
	連絡先	電話番号				FAX番号			
当該事業の実施について定めてある定款等の条文					第	条第	項第	号	
職員の職種・員数(人)		保健師		社会福祉士		主任介護支援専門員		その他の職員(事務職員等)	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤(人)									
非常勤(人)									
営業日									
営業時間									
添付書類		別添のとおり							

- 備考 1 「受付番号」欄には、記入しないでください。
 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。
 3 出張所等がある場合、所在地、営業時間等を別様にして記載してください。また、従業者については、本様式に出張所に勤務する職員も含めて記載してください。

別添

受付番号	
------	--

届出に係る添付書類一覧

地域包括支援センターの名称	
---------------	--

番号	添付書類	備考
1	届出者の定款等及びその登録事項証明書	
2	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	
3	地域包括支援センターの平面図	
4	職員の氏名、生年月日、住所及び職名、経歴	

備考 「受付番号」欄は、記入しないでください。

様式第2号（第8条関係）

氏名：
有効期限： 年 月 日

上記の者は、地域包括支援センターの業務に従事する者であることを証明する。

年 月 日
桑名市長

（注意事項）

- 本証明書は、常に携帯すること
- 本証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 本証明書を紛失したときは、直ちに届け出ること。
- 退職、又は、有効期限が満了した場合は返納すること。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。